

## 錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成24年10月25日（木）午前9時30分から

2、開催場所 錦江町役場田代支所3階会議室

3、出席委員（19人）

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄（欠席；届あり）
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 南園高樹 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第25号 農地法第3条許可申請について

議案第26号 農地法第5条許可申請について

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議長 | 只今より平成24年度第7回錦江町農業委員会総会を開会いたします。

| 本日の総会の出席は20名中19名で定足数に達しており、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により本日の会議録署名委員を13番鮫島委員と15番落司委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局

(会務報告と説明)

議長

只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員

(発言なし)

議長

ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

議案第25号「農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第25号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。  
農地法第3条許可申請受付番号14号譲渡人は、M町在住のK、Zさんで譲渡理由は規模縮小です。申請地は、

馬場字平和平971番、地目は台帳現況ともに田、地積は1,386㎡です。

譲受人は、A、Yさん44歳でOK自治会にお住まいの方です。

経営規模は、世帯員7、労働力3、農地の所有については自作地が25,555㎡、小作地が9,955㎡合計35,510㎡です。

譲受理由は規模拡大となっています。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の所有状況については、茶葉摘採機、防除機、トラクター、耕耘機を所有されています。農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴20年以上の経験があるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は10番の平原委員となっています。

次に受付番号15号の譲渡人は、H、MさんM県在住の方で譲渡理由は、規模縮小です。申請地は、

城元字森山1315-2番、地目は台帳現況ともに田、地積は832㎡です。

譲受人は、I、Tさん73歳でM自治会にお住まいの方です。

経営規模は、世帯員3、労働力3、農地の所有については自作地のみ5,397㎡です。

譲受理由は規模拡大です。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の所有状況については、トラクター、田植機、コンバイン、耕耘機となっています。農作業従事については、年間従事できるように記載があり、農業歴50年以上の経験があるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は、4番の木原委員です。

次に受付番号16号の譲渡人は、M、MさんR自治会にお住まいの方で譲渡理由は、規模縮小です。申請地は、

城元字坂ノ上2590-1番、地目は台帳現況ともに畑、地積は1,581㎡です。

譲受人は、S、Hさん54歳でN自治会にお住まいの方です。

経営規模は、世帯員6、労働力4、農地の所有については自作地が6,613㎡、小作地が1,188㎡合計7,801㎡です。

譲受理由は規模拡大です。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の所有状況については、トラクター、田植機、コンバイン、耕耘機となっています。農作業従事については、年間従事できるように記載があり、農業歴20年以上の経験があるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は、4番木原委員です。

次に受付番号17号の譲渡人は、S、KさんK自治会にお住いの方で譲渡理由は、規模縮小です。申請地は、

神川字登ヶ尾4348番、地目は台帳現況ともに畑、地積は2,600㎡です。

譲受人は、T、Hさん64歳でK自治会にお住いの方です。

経営規模は、世帯員2、労働力1、農地の所有については自作地のみ19,189㎡です。譲渡理由は、規模拡大です。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の所有状況については、摘採機、トラクター、管理機等となっています。農作業従事については、年間従事できるように記載があり、農業歴30年以上の経験があるようです。農地の全部利用等要件を含めて取得要件を中心に担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は、19番徳永委員です。

次に受付番号18号の譲渡人は、K、SさんH自治会にお住いの方で譲渡理由は、規模縮小です。申請地は2筆あります。

1筆目は、馬場字岩下5326-1番、地目は台帳現況ともに田、地積は190㎡です。

2筆目は、馬場字岩下5333-1番、地目は台帳現況ともに田、地積は629㎡で2筆合計819㎡です。

譲受人は、K、Mさん78歳でH自治会にお住いの方です。

経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有については自作地のみ2,627㎡です。譲渡理由は、贈与です。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の所有状況については、トラクター、田植機、コンバイン、耕耘機となっています。農作業従事については、年間を通じて従事できるように記載があり、農業歴42年の経験があるようです。農地の全部利用等要件を含めて取得要件を中止に担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は、16番畠中委員です。

議長 　ただ今4人の委員の方々から報告がありました。順次報告をお願いします。初めに10番平原委員からお願いします。

10番平原委員 　ご報告申し上げます。この場所です。この場所では、Mパチンコの筋を入った所で、国道と旧道の丁度中間ぐらいの場所です。今、説明があったようにAについては、茶が主ですがいろいろと他の物も作っておられます。説明がありましたとおりの3条件は満たしていると思います。価格については、全部で2,500,000円です。

議長 　ありがとうございました。次に4番木原委員をお願いします。

4番木原委員 　受付番号15号の方ですが、この案件につきましてはI、Tさん譲受人の方が耕作している隣接地でありまして、3年ぐらい前から小作で作られていた土地であります。私の家の前の土地ですが、譲渡人が現在M県に住んでいらっしゃるようですが、実の妹の一番下の方で売買が成立したら、名義変更等は責任を持つという条件で今回取引がされたものでありまして、私も以前に相談を受けていたところです。I、Tさんにつきましては、現在長男夫婦と3人世帯ということで、労働力は確保されておりますし、何ら問題はないものと思われま。要件も満たしていると、馬鈴薯やら米、スナックエンドウ等を中心に耕作されています。価格については、1,300,000円。

16号につきましては、RとNと近いということもありまして、売り手の希望と買い手の希望が一致して相対で取引されたものと思います。譲受人のSさんにつきましては、現在農協の職員であります。家は別ですけれども同じ敷地で親と一緒に農業をされておりまして、労働力は親の方もまだ元気です。問題はありませんが、近くNを辞めて、農業に本格的に取り組むという意欲を持っているということでありました。耕作については、から芋を中心にといわれましたけれども鳥の巣の無霜地帯に近いところでありまして、インゲンも耕作できるということでありまして、金額については、400,000円で取引されたということでありまして、以上です。

議長 　ありがとうございました。次に19番徳永委員をお願いします。

19番 徳永委員 | 受付番号17号ですが、譲り渡し人のS, KさんはKとなっていますけれども現在息子さん夫婦のKに住所を移されてKに住んでおられます。農業をやめるということになりこの畑を手放すことになりました。畑は、茶畑になっておりまして茶が植えてあります。K地区でお茶を栽培している譲受人のT, Hさんと交渉しまして、売買が成立しております。法面がちょっと多いので面積を2反という前提で交渉が成立しました。Tさんの方は茶一本ですので、それ以外の労働条件も含めて条件は合致していると判断しております。価格は全部で640,000円, 反当320,000円ということで交渉が成立しております。以上です。

事務局 | 今、徳永委員から報告がありましたけれどもSさんは、まだ住所は残してあります。本人さんがおいでになってこういう財産の処分とか奥さんの介護とか本人さんの体調不良でいま、先ほどあったとおりにいらっしゃるんですけどもこのような手続き等があるので、これらが全部すんでから住所を直したいということなので、加えておきます。以上です。

議 長 | ありがとうございます。次に16番島中委員お願いします。

16番 島中委員 | K, SさんとK, Mさんは親戚同士でありまして、今回の申請は登記簿上の名義変更ということでありましてお金等は発生しておりません。以前からK, Mさんがタバコを経営しながら耕運されています。23日の日に田んぼを見に行ったんですが、きれいに耕運されていました。よろしくお願いします。

議 長 | ありがとうございます。ただ今、4人の委員から調査報告がありましたが、質問あるいは異議等はございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第25号「農地法第3条許可申請について」採決します。議案第25号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第25号「農地法第3条許可申請について」は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 | 次に議案第26号「農地法第5条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第26号について説明いたします。  
農地法第5条許可申請受付番号2号の譲受人は、I, MさんM町在住の方です。一方譲渡人は、K, KさんS自治会の方です。申請地は、  
神川字金吹谷岡6426-9番、地目は台帳現況ともに畑、地積は499㎡です。  
申請事項の内、転用目的は一般住宅となっており、転用理由は、現在借家住まいのため申請地に住宅を建築したいということでもあります。  
申請地の現況、位置等につきましては別紙資料6ページ以降のとおりですので、確認をお願いします。  
農地の区分につきましては、農振地域内ではありますが、農用地区分では区域外となっています。  
担当調査委員は6番の黒瀬委員です。

議 長 | それでは6番黒瀬委員、調査報告をお願いします。

6番 黒瀬委員 | それではご報告申し上げます。今回のI, M氏の案件でございます農地法第5条の許可申請に伴う現地調査を10月22日会長、事務局、本人の代理人の出席のもとに調査を行っております。調査内容については、本農地は当初から農振地域内ではありますが農用地区域外の所であります。この農地は、町道沿いでS自治会公民館に近く一般畑の一部です。今回の譲受人であるI, Mさんと譲渡人のK, Kさんは親戚関係にあり、I, Mさんが当地区内の出身で、これまで借家住まいが続いていましたが勤務場所がK, I病院に再び帰ってきたことを契機に住宅建築場所を探していましたが、適当な場所が見当たらずにいたところ親戚であるK, Kさんとの話がまとまり、Iさんの出身地であるS自治会内に住宅を建築する前提で申請地を贈与という形で譲り受けたものであります。本農地は農用地区域外であり、且つ近隣に自治会公民館をはじめ公共施設のある地域でもあり、自治会の中心地域につながっていること等を併せて考慮すると農地の生産性向上については、格段の支障があるとは思えません。申請者の事業計画も明確化しており、転用についてはやむを得ないものと思われまます。今回申請されましたI, Mさんについては、皆さんもご承知のとおりだいぶ前にI病院につとめていらっしやいまして、それからSの病院に移られて、地域医療に並み並みならぬ意欲を持っていらっしやるお医者さんでございます。先般のテレビ等でもでしたとおり熱風鹿兒島録という番組で朝と夜に出ていらっしやいまして、今回I病院にお帰りになりまして、本町の地域医療に並み並みならぬ意欲を持った方でありまして、出身でもあるS自治会内に家を作っていただくということは、私ども自治会員にとってもまた本町の地域医療にとってもすばらしいことではないかと考えているところであります。私からの報告は以上でございます。

議長 | ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の報告について質問、異議等はありませんか。

18番 安水委員 | 申請地は、畑の真ん中ほどにあります。あまった余地のところは使える予定はあるのですか。

事務局 | ここは元々1筆の畑なんです。今回住宅を作られるということで一般住宅を建築する場合の面積要件があつて、500㎡を超えると許可ができないという関係で499㎡という面積で分筆をされたんです。敷地内に収めるために真ん中付近に調整されたという形です。畑としては使えます。使うことは可能です。

議長 | 他にありませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第26号「農地法第5条許可申請について」採決します。議案第26号については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。したがいまして議案第26号「農地法第5条許可申請」については、原案に意見書を付して県知事へ進達することに決定しました。

議長 | 次に議案第27号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは議案第27号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について説明いたします。

初めに受付番号8号の譲渡人は、K, MさんK自治会の方です。申請地は、城元字牛道4743-3番、地目は台帳現況ともに畑、地積は2,036㎡です。

譲受人は、Y, MさんY自治会にお住いの方です。経営規模は、世帯員7、労働力4、自作地が83,963㎡、小作地が3,602㎡となっており、タバコ、甘藷を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック等となっています。担当調査委員は、18番の安水委員です。

次に受付番号9号の譲渡人は、K, SさんK自治会の方です。申請地は、城元字牛道4743-1番、地目は台帳現況ともに畑、地積は2,246㎡です。

譲受人は、8号と同じくY, MさんY自治会にお住いの方ですので経営規模等については、説明を省略させていただきます。担当調査委員は、8号と同じく18番の安水委員です。

議 長 | それでは、ただ今事務局から説明がありました。18番の安水委員から調査報告をお願いします。

18番 | 8号と9号のK, MさんとK, Sさんは夫婦関係でございます。場所は、T線I地区の開  
安水委員 | 発地区の団地内なんですけれどもK市からTへのT線の道路沿いにあります畑です。分筆  
はされておりますけれども1枚の畑であります。譲受人のY, Mさんは、Y自治会の方で  
内容等につきましては、先ほど事務局から説明がありましておとりで問題はないものと思  
われます。価格につきましては、反当600,000円ということでI地区では高い方なんです  
が、名義変更にちょっとお金がかかったということで譲渡人からの申し出で高くなっては  
いるんですが、反当600,000円ということで成立いたしました。何ら問題はないと思われ  
ますので、よろしく願いいたします。

議 長 | ありがとうございます。ただ今報告をいただきましたが、ここで受付番号8号と9号に  
ついて、質問異議等はないかお諮りします。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第27号農業経営基盤強化促進法第13条第4項  
の規定による農用地の利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について採決  
します。議案第27号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第27号農業経営基盤強化促進法第13条第4  
項の規定による農用地の利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請につい  
ては、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 | 次に議案第28号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画  
（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願い  
します。

事務局 | それでは議案第28号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積  
計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について説明いたします。  
初めに受付番号140号の貸し人は、K, KさんK市在住の方です。申請地は、2筆ありま  
す。140号は、田代川原字下栗山5854-2番、現況地目は田、地積は1,442㎡です。  
141号は、田代川原字下栗山5854-3番、現況地目は田、地積は1,698㎡2筆合計で3,140㎡で  
す。貸付期間は、平成24年11月1日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当り3,000円  
です。  
借り人は、S, HさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力4、雇用労働  
力2人、自作地が13,410㎡、小作地が31,829㎡で甘藷を主体に取り組んでおられます。農  
業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、乗用田植機、甘藷堀機となっております。  
担当調査委員は、2番鈴委員です。  
次に受付番号142号の貸し人は、O, MさんH市在住の方です。申請地は、  
田代川原字大迫ノ上5766-1番、現況地目は田、地積は493㎡です。  
貸付期間は、平成24年11月1日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当り3,000円  
です。借り人は、S, Hさんで前号と同様ですので、経営規模等説明は省略いたします。  
担当調査委員は、前号同様2番鈴委員です。  
次の受付番号143号から145号までは、貸し人借り人ともに同一ですので続けて説明いた  
します。3筆の貸し人は、U, TさんS自治会の方です。申請地は、  
143号が田代麓字井出駄床5070-4番、現況地目は田、地積は1,259㎡です。  
144号は田代麓字井出駄床5070-10番、現況地目は田、地積は495㎡です。  
145号は田代麓字井出駄床5070-11番、現況地目は田、地積は495㎡で3筆合計2,249㎡  
です。貸付期間は、3筆とも平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は米35kg  
2俵です。  
借り人は、N, KさんHO自治会の方です。経営規模等は、世帯員2、労働力2、自作  
地が8,824㎡、小作地が13,739㎡で水稻を中心に経営に取り組んでおられます。農業機械  
の所有状況は、トラクター、田植機、バインダー、ハーベスタとなっております。担当調査  
委員は、3番東郷委員です。

次に受付番号146号から148号までは、貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。3筆の貸し人は、T、YさんB自治会の方です。申請地は、146号が田代麓字井出駄床5071-2番、現況地目は田、地積は974㎡です。147号は田代麓字高田山5100-2番、現況地目は田、地積は47㎡です。148号は田代麓字高田山5100-13番、現況地目は田、地積は1,314㎡で3筆合計2,335㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は米35kg3俵です。

借り人は、N、Kさんで前号と同様ですので、経営規模等説明は省略いたします。担当調査委員は、前号同様3番東郷委員です。

次に149号から154号までにつきまして、前号同様貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。6筆の貸し人は、I、MさんS自治会の方です。申請地は、149号が田代麓字井出駄床5070-7番、現況地目は田、地積は1,336㎡です。

150号は田代麓字新田5085-1番、現況地目は田、地積は401㎡です。

151号は田代麓字高田山5093-8番、現況地目は田、地積は65㎡です。

152号は田代麓字高田山5093-1番、現況地目は田、地積は221㎡です。

153号は田代麓字高田山5093-7番、現況地目は田、地積は198㎡です。

154号は田代麓字高田山5093-13番、現況地目は田、地積は471㎡で6筆合計2,692㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は米35kg4俵です。

借り人は、N、Kさんで前号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号と同じく3番東郷委員です。

次に155号から157号につきまして、前号と同じく貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。3筆の貸し人は、N、MさんS自治会の方です。申請地は、

155号が田代麓字高田山5100-4番、現況地目は田、地積は1,367㎡です。

156号は田代麓字高田山5100-23番、現況地目は畑、地積は1,694㎡です。

157号は田代麓字高田山5100-24番、現況地目は田、地積は634㎡で3筆合計3,695㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は米35kg3俵です。

借り人は、N、Kさんで前号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号と同じく3番東郷委員です。

次に158号から160号までにつきましても貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。3筆の貸し人は、O、KさんNO自治会の方です。申請地は、

158号が田代麓字東4763番、現況地目は田、地積は2,364㎡です。

159号は田代麓字東4771番、現況地目は田、地積は1,478㎡です。

160号は田代麓字新村4784番、現況地目は田、地積は1,465㎡で3筆合計5,307㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は使用貸借のためありません。

借り人は、K・K、M、N自治会所在です。経営規模等は、構成員4、労働力1、自作地は3,265㎡、小作地が31,054㎡で野菜を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、モア等となっています。担当調査委員は、前号と同じく3番東郷委員です。

それではここで説明を一区切りしまして、それぞれの担当調査委員の方々から説明をいただき、140号から160号まで一括して審議をお願いいたします。その後、全体の説明が終了次第、全体の採決を実施したいと考えますので、そのようにご了承願います。

議 長

それでは、ただ今事務局から説明がありましたとおり、鈴委員から順次調査報告をお願いいたします。初めに2番鈴委員から調査報告をお願いいたします。

2番  
鈴委員

報告いたします。借り人のS、H君は、水稻、甘藷を中心に年間を通じて農業に従事しておりますし、畑等耕作地も完璧に耕作をしておりますし何ら問題はないものと思われま

議 長

ありがとうございます。次に3番東郷委員報告をお願いいたします。

3番  
東郷委員 | 報告いたします。相当な数と面積ですが、N、Kさんは継続ということで今までも相手の方とも周りの方とも何のトラブルもなく、現場も見ましたけれども畦などもきれいに管理されておりまして、何ら問題はないと思われまますのでよろしくお願ひします。

158号から160号までのMさんもO、Kさんは叔母さんにあたりますので、小作料も無料でよいということで継続です。こちらも今まで何ら問題もなかったため良いということで、よろしくお願ひします。

議 長 | ありがとうございます。ただいま2人の委員から説明をいただきましたが、ここで受付番号140号から160号までについて、質問異議等はないかお諮りします。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしということですので、後ほど一括して採決いたします。

議 長 | 引き続きまして、事務局から受付番号第161号から借り人の関係がありますので、資料16ページの第188号まで一括して説明をお願いいたします。

事務局 | 説明いたします。受付番号161号から163号までにつきまして、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。3筆の貸し人は、K、YさんO自治会の方です。申請地は、

161号が神川字落川5807-1番、現況地目は畑、地積は7,391㎡の内5,000㎡です。

162号は神川字落川5807-3番、現況地目は畑、地積は6,377㎡の内2,000㎡です。

163号は神川字落川5804-1番、現況地目は畑、地積は1,951㎡で3筆合計8,951㎡です。

貸付期間は、平成24年11月1日から平成34年12月14日まで、小作料は161号が50,000円、162号が10,000円、163号が20,000円となっています。

借り人は、K、YさんO自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、雇用労働力延べ730人、自作地のみ5,154㎡で和牛肥育農家です。農業機械等の所有状況はトラクター、トラックとなっています。担当調査委員は、6番黒瀬委員です。

次に受付番号164号の貸し人は、K、Tさんさいたま市在住の方です。申請地は、田代麓字大根田20-1番、現況地目は田、地積は2,214㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当り4,000円です。

借り人は、M、KさんN自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力3、自作地が22,081㎡、小作地が46,250㎡で生産牛を主として意欲的に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、ダンプ、デスクモア、軽トラック等となっています。担当調査委員は、8番鍋委員です。

次に受付番号第165号の貸し人は、K、TさんN自治会の方です。申請地は、田代麓字須崎677-1番、現況地目は田、地積は2,214㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は米35kg1俵です。

借り人は、T、SさんN自治会の方です。経営規模は世帯員2、労働力2、自作地が10,788㎡、小作地が2,683㎡で水稻と畜産を経営されています。農業機械等の所有状況はトラクター、軽トラック、モア、田植機等となっています。担当調査委員は、前号同様8番鍋委員です。

次に受付番号166号の貸し人は、I、MさんKK自治会の方です。申請地は、神川字琵琶崎5240-1番、現況地目は畑、地積は6,950㎡の内1,500㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は10,000円です。

借り人は、S、HさんKN自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力3、自作地が12,740㎡、小作地が1,500㎡で肉用牛を主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、耕耘機、モア等となっています。担当調査委員は、13番鮫島委員です。



次に受付番号167号から169号まで貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。3筆の貸し人は、K、MさんS自治会の方です。申請地は、

167号は田代川原字花瀬4128-3番、現況地目は田、地積は1,994㎡です。

168号は田代川原字花瀬4128-15番、現況地目は畑、地積は2,275㎡です。

169号は田代川原字花瀬4128-18番、現況地目は畑、地積は3,417㎡で3筆合計7,686㎡です。貸付期間は、平成24年12月23日から平成34年12月14日まで、小作料は使用貸借のためありません。

借り人は、F、TさんH自治会の方です。経営規模等は、世帯員1、労働力1、自作地はなく小作地のみ13,884㎡で水稲と茶を経営されています。農業機械等の所有状況は、トラクター、下刈機等となっています。担当調査委員は、猪鹿倉委員が本日欠席のため8番鍋委員にお願いいたします。

次に受付番号170号と171号について説明いたします。2筆の貸し人は、I、TさんS自治会の方です。申請地は、

170号は田代川原字瀬戸口4181-38番、現況地目は田、地積は485㎡です。

171号は田代川原字瀬戸口4181-39番、現況地目は田、地積は1,193㎡で2筆合計1,678㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は使用貸借のためありません。

借り人は、M、TさんI自治会の方です。経営規模等は、世帯員3、労働力2、自作地が21,516㎡、小作地が1,678㎡で肉用牛肥育を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械等の所有状況はトラクター、田植機、ホイールローダー等となっています。前号と同じく猪鹿倉委員に代わって、12番の貫見委員にお願いいたします。

次に資料15ページの受付番号172号から資料16ページの188号までにつきまして、貸し人借り人ともに同一のため、さらに件数として内容が17件にわたっておりますので、代表の農地を説明し、面積等は合計のみ説明させていただきますので、あしからずご了承願います。

17件の貸し人は、T、TさんS自治会の方です。申請地は、

馬場字西ノ下853-1番、現況地目は田、地積は1,200㎡です。この他馬場字田ノ神頭に1件、城元字塩屋ノ上に5件、同じく字小石田に2件、字森山に1件、字六反田字都に1件、字中鳥居に1件、神川字川路迫に4件、字八太郎落に1件、合計17件の申請地で合計面積29,615㎡です。貸付期間は17件とも平成24年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料はすべて使用貸借のためありません。

借り人は、T、TさんM町在住の方です。経営規模等は、世帯員5、労働力2、自作地のみ37,489㎡で小作地はありません。お茶の専業農家です。農業機械等の所有状況は、摘採機、トラクター、トラック、甘藷堀機、茎葉処理機となっています。担当調査委員は、15番落司委員です。

それでは、ここまでを一区切りとして担当調査委員の方々に調査報告をお願いし、161号から188号まで一括審議をお願いいたします。採決はすべての説明が終了後、改めて一括採決いたしますので、そのようにご了承願います。

議長 それでは、ただ今事務局から説明がありましたとおり、黒瀬委員から順次調査報告をお願いいたします。初めに6番黒瀬委員から調査報告をお願いいたします。

6番黒瀬委員 それでは報告いたします。161号から163号まで借り人のK、Yさん貸し人のK、Yさんは親戚関係でございます。新規ということでございますけれども何年も作っていらっしゃるということで、あらためて設定を結んだということでございます。Yさんは年齢63歳ということで、都会からUターンして5年目ということで生産牛を和牛専門でやっていらっしゃるしまして、生産牛の親牛が25頭、子牛が16頭というようなこととで頑張っているところでございます。今、地域で和牛仲間と連携を取りながら頑張っているところとでございまして、畑の利用状況につきましても見させていただきましたけれども冬作の飼料もきれいに植えて発芽しているようでございます。一生懸命頑張っているということとで、意欲と能力についても申し分のない青年と考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、8番鍋委員から調査報告をお願いいたします。

8番鍋委員 164号の件につきましては、M、Kさんは元はJAの畜産の技術員でありましたが独立されまして、現在農地の利用状況につきましては、きれいに管理されておりまして、従事日数についても30頭近くの和牛を肥育されておられますので、ほとんど毎日農作業をされております。意欲と能力についても問題ありません。青壮年者の有無につきましても今年度より後継者が農大を卒業されて帰ってこられて、一生懸命に取り組んでおられますので、問題はないと思われまます。それから、165号のTさんにつきましては、年齢が74歳ということですが、和牛を6頭と米を作っておられます。後継者としましても今は勤めをされておられますが、U自治会に息子さんたちが住んでおられて、土日等には手伝いをされておりますので、この件につきましても問題はないと思われまます。

それから、先ほどありました猪鹿倉委員欠席のために167号から169号について説明がありますが、KさんとF、Tさんは親子関係でありまして、これは農業者年金の受給の関係でTさんの名義となっております。面積が7反6畝と水稻としては非常に大きいわけですがけれども兄弟の方がS自治会に住んでおられたり、Tさんの兄弟の一番下の弟さんがKに住んでおられまして、この人が土日に帰ってこられて共に農作業をされているということで、これにつきましても継続ということで問題はなかろうと思われまます。終わります。

議長 ありがとうございます。次に13番鮫島委員調査報告をお願いします。

13番鮫島委員 報告いたします。借り人のS、Hさんは、K、N自治会内において生産牛50頭ほどを中心に大根、高菜などを大々的に経営されている方でございます。農地につきましてもすべての農地をきれいに耕作されており、年間農業に従事しておられる方でございます。農業に対する意欲、能力を十分備えている方でございます。また後継者も既に帰ってきておられる方でございます。認定農家でもあります。何ら問題はないものと思われまます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。次に12番貫見委員調査報告をお願いします。

12番貫見委員 昨日、Mさんに話を聞きに行つてまいりました。170号と171号のMさんは、畜産の専業農家でありまして、既に冬作の飼料も作付してありました。この場所が場所的に少し悪いものですから、荒らすよりは作ってもらった方がよいということで使用料は払っていないということでありました。認定農家でもありますし、また後継者もおられますので何ら問題はないものと思われまます。

議長 ありがとうございます。次に15番落司委員調査報告をお願いします。

15番落司委員 報告いたします。T、TさんとT君は親子関係でございます。農業者年金の関係で移譲という形の中で借りておりますが、TさんはM町にお住まいでございますけれども兄弟が大根占の方にいらつしやいまして、土曜、日曜日、祭日を利用して親子ともども畑の仕事をされておりますし、また田んぼ畑もきれいに耕作されておりまして、意欲と能力を持ち合わせておりますので何ら問題はないものと思われまます。以上で終わります。

議長 ありがとうございます。ただ今5人の委員から説明をいただきましたが、ここで受付番号161号から188号までについて、質問異議等はないかお諮りします。

18番安水委員 T、Tさんですけれども、労働日数が記入されていないようですが。

15番落司委員 M町在住ですけれども、土日、祝祭日ははじめ随時農作業に従事されておりますので、180日と記入願います。

議長 他にありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしということですので、後ほど一括して採決いたします。

議長 ここで、しばらく休憩いたします。10分後に再開いたします。

議長 休憩を閉じて議事を再開いたします。先ほどに続き、事務局から受付番号第189号から208号まで一括して説明をお願いいたします。

事務局

受付番号189号と190号の貸し人はK市在住のH, Tさんです。申請地は、189号は神川字川路迫1793-1番、現況地目は畑、地積は2,972㎡の内2,000㎡です。190号は神川字川路中迫1650番、現況地目は畑、地積は3,679㎡で2筆合計5,679㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は使用貸借のためありません。

借り人は、K, TさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力1、自作地が62,181㎡、小作地が5,679㎡で樹木を主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、クレーン付トラック等となっています。担当調査委員は、15番落司委員です。

次に受付番号191号の貸し人は、O, TさんS自治会の方です。申請地は、馬場字平和平1005-1番、現況地目は田、地積は652㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は米30kg3俵です。

借り人は、Y, KさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地が4,461㎡、小作地が1,255㎡でインゲンを主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、耕耘機、管理機、茎葉処理機等となっています。担当調査委員は、前号同様15番落司委員です。

次に、受付番号192号の貸し人は、K, MさんT自治会の方です。申請地は、馬場字寺前ノ上2018番、現況地目は田、地積は2,537㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は150,000円です。

借り人は、M, MさんでS自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力5、自作地は6,459㎡、小作地が4,225㎡でピーマンを主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、軽トラック、トラック、管理機、動噴等となっています。担当調査委員は、前号同様15番落司委員です。

次に受付番号193号と194号の貸し人は、K, TさんS自治会の方です。申請地は、193号が城元字森山1335-1番、現況地目は田、地積は810㎡です。

194号は城元字上押切1705番、現況地目は田、地積は1,522㎡で2筆合計2,332㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は193号が米30kg4俵で194号が米30kg10俵です。

借り人は、193号がM, YさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力2、自作地はなく、小作地のみ4,464㎡で馬鈴薯、水稻を主体に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、軽トラック、トラクター、耕耘機、管理機、甘藷堀機となっています。194号の借り人は、Y, MさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力2、雇用労働力3人、自作地が6,123㎡、小作地が1,522㎡で馬鈴薯を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、軽トラック、管理機、トラクター、動噴となっています。担当調査委員は、前号と同じく15番落司委員です。

次に受付番号195号の貸し人は、T, KさんT自治会の方です。申請地は、馬場字寺前ノ上2068番、現況地目は田、地積は3,015㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は150,000円です。

借り人は、O, YさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力2、雇用労働力2人、自作地が10,142㎡、小作地が6,047㎡でインゲンを主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、軽トラック、トラクター、管理機、甘藷堀機、動噴、茎葉処理機となっています。担当調査委員は、前号と同じく15番落司委員です。

次に受付番号196号の貸し人は、K市在住のT, Mさんです。申請地は、馬場字八木田500-1番、現況地目は田、地積は1,631㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は米300kgです。

借り人は、F, MさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員6、労働力3、雇用労働力2人、自作地が15,404㎡、小作地が1,631㎡で馬鈴薯を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、タイヤショベル、甘藷堀機、茎葉処理機、動噴、軽トラックとなっています。担当調査委員は前号と同じく15番落司委員です。

次に受付番号197号の貸し人は、Y, WさんK市在住の方です。申請地は、城元字石田274-1番、現況地目は田、地積は645㎡です。  
貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は5,000円です。  
借り人は、H, KさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、自作地が15,401㎡、小作地が645㎡で馬鈴薯を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、動噴、甘藷堀機、茎葉処理機となっています。担当調査委員は、前号同様15番落司委員です。

次に受付番号198号から201号までは貸し人、借り人共に同一ですので続けて説明いたします。4筆の貸し人は、T, MさんS自治会の方です。申請地は、198号が城元字村ノ後3506-6番、現況地目は畑、地積は1,726㎡  
199号は城元字村ノ後3513-4番、現況地目は畑、地積は1,682㎡  
200号は神川字五ツ割1635番、現況地目は畑、地積は2,946㎡  
201号は神川字川路迫1760-1番、現況地目は畑、地積は1,133㎡で4筆合計7,487㎡です。  
貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は一番茶の売上げの8%です。

借り人は、T, IさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員8、労働力2、雇用労働力2人、自作地が41801㎡、小作地が18,013㎡でお茶の専業農家です。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、摘採機、防除機、管理機となっています。担当調査委員は、同じく15番落司委員です。

次に受付番号202号の貸し人は、I, IさんK市在住の方です。申請地は、馬場字山ノ口下町1230-4番、現況地目は田、地積は1,958㎡です。  
貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は40,000円です。  
借り人は、H, TさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員6、労働力3、自作地が17,814㎡、小作地が8,248㎡でインゲン、馬鈴薯を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、動噴、管理機、軽トラック、甘藷堀機、プランターとなっています。担当調査委員は、同じく15番落司委員です。

次に受付番号203号の貸し人は、T, YさんO在住の方です。申請地は、馬場字西ノ下884-1番、現況地目は田、地積は775㎡です。  
貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は20,000円です。  
借り人は、H, Tさんですが、前号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、同じく15番落司委員です。

次に受付番号204号の貸し人は、M, SさんS自治会の方です。申請地は、城元字上押切1699番、現況地目は田、地積は1,078㎡です。  
貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は50,000円です。  
借り人は、前号同様H, Tさんですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、同じく落司委員です。

次に受付番号205号と206号の貸し人は、F, MさんM自治会の方です。申請地は、205号が城元字集1357-1番、現況地目は田、地積は1,778㎡  
206号が馬場字西ノ下855-1番、現況地目は田、地積は269㎡で2筆合計2,047㎡です。  
貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は米30kg14俵です。  
借り人は、M, TさんR自治会の方です。経営規模は、世帯員6、労働力2、自作地が19,002㎡、小作地が10,743㎡で水稻、馬鈴薯を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラック、トラクター、田植機、甘藷堀機、茎葉処理機、動噴となっています。担当調査委員は、同じく15番落司委員です。

次に受付番号207号と208号の貸し人は、H, HさんK市在住の方です。申請地は、207号が城元字大田中1118-1番、現況地目は田、地積は578㎡  
208号は城元字平野720-6番、現況地目は田、地積は641㎡で2筆合計1,219㎡です。  
貸付期間は、2筆とも平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は207号は15,000円、208号は使用貸借のためありません。  
借り人は、前号と同じくM, Tさんですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は同じく15番落司委員です。

それでは、ここまでを一区切りとして担当調査委員の方々に調査報告をお願いし、189号から208号まで一括審議をお願いいたします。採決はすべての説明が終了後、改めて一括採決いたしますので、そのようにご了承願います。

議 長 | それでは、ただ今事務局から説明がありましたとおり、15番落司委員から調査報告をお願いいたします。

15番落司委員 | K, Tさんですが、H, Tさんとは義理の兄弟ということで緑化樹を植えていらっしゃいます。借りている農地の利用状況もですが、きれいに整地され十分使えるようになっていきます。また、常時農業に従事されておりまして、意欲と能力を備えていらっしゃいます。

Y, Kさんでございますが、この方も農地はよく利用され、きれいに耕作されておりまして。常時従事されておりまして意欲と能力を持っていらっしゃいます。

次にM, Mさんですが、農地の利用状況といたしまして、よく整備されておりまして。また常時従事されておりまして、意欲と能力を持ち合わせていらっしゃいます。

M, Yさんでございますけれども、この方も農地をよく利用されましてきれいに耕作されておりまして。また、常時従事されておりまして意欲と能力を持ち合わせていらっしゃいます。

Yさんでございますけれども、この方も農地をよく利用され耕作等もよく整備されておりまして。常時従事され、意欲と能力を備えていらっしゃいます。

O, Yさんでございますが、この方もよく農地を利用されておりまして、よく整備されておりまして。また、常時従事されており、意欲と能力を持っていらっしゃいます。

F, Mさんですけれども、この方も農地をよく利用され、手入れをされています。また、常時従事されており、意欲と能力を持ち合わせていらっしゃいます。

H, Kさんでございますけれども、農地をよく利用されておりまして、よく整理されておりまして。常時従事されておりまして、意欲と能力を持っていらっしゃいます。

T, Iさんでございますが、この方も農地を常時よく利用されておりまして、よく整備されておりまして。また、農作業に常時従事されておりまして意欲と能力を持っていらっしゃいます。

H, Tさんでございますが、この方もよく手入れをされておりまして、畑をよく利用されておりまして。また、常時従事されておりまして、意欲と能力を持っていらっしゃいます。

M, Tさんでございますけれども、農地をよく利用されまして、手入れもされておりまして。そして、常時従事されておりまして、意欲と能力を持ち合わせていらっしゃいます。ここで、雇用の所でございますけれども5人程度、6か月ぐらい雇用をされておりまして、これを書き加えていただきたいと思います。以上で終わります。

議 長 | ありがとうございます。ただ今落司委員から説明をいただきましたが、ここで受付番号189号から208号までについて、質問異議等はないかお諮りします。

10番平原委員 | 193号のMさん、小作地は「0」となっていますけれどもこれは継続ですよね、継続であれば「0」ではないはずですが。

事務局 | 自作地が「0」で小作地が自作地の面積になります。Mさんは自作地はないです。ですから小作地のみでありますので、記入欄の間違いです。

議 長 | 他にありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしということですので、後ほど一括して採決いたします。

議 長 | 引き続きまして、事務局から受付番号第209号から資料20ページの235号まで一括して説明をお願いいたします。

事務局 | 説明いたします。受付番号209号の貸し人は、K, YさんN自治会の方です。申請地は、城元字中鳥井1243-1番、現況地目は田、地積は2,443㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は米25kg17表です。借り人は、K, HさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力2、自作地のみ4,718㎡で小作地はありません。水稻、馬鈴薯を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、軽トラック、甘藷堀機、動噴、茎葉処理機、トラクターとなっております。担当調査委員は、15番落司委員です。

次に受付番号210号の貸し人は、T、YさんT自治会の方です。申請地は、馬場字寺前ノ上2063番、現況地目は田、地積は1,412㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は米30kgです。借り人は、K、MさんR自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地が8,638㎡、小作地が2,248㎡でミニトマトを主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラック、トラクター、管理機、動噴となっています。担当調査委員は、前号同様15番落司委員です。

次に受付番号211号の貸し人は、N、RさんA自治会の方です。申請地は、城元字鎮守ノ前1729-1番、現況地目は田、地積は912㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は10,000円です。借り人は、M、TさんR自治会の方です。経営規模は、世帯員1、労働力1、雇用労働力3人、自作地が18,108㎡、小作地が912㎡でインゲン、馬鈴薯、和牛肥育を経営されています。農業機械の所有状況は、トラック、トラクター、管理機、甘藷堀機、茎葉処理機となっております。担当調査委員は、同じく15番落司委員です。

次に受付番号212号の貸し人は、O、YさんS自治会の方です。申請地は、城元字上押切1695-2番、現況地目は田、地積は1,352㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は米30kg4俵です。借り人は、K、KさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、雇用労働力2人、小作地のみ22,803㎡で自作地はありません。馬鈴薯を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、甘藷堀機、軽トラック、コンバイン、選別機となっています。担当調査委員は、同じく15番落司委員です。

次に受付番号213号の貸し人は、O、EさんS自治会の方です。申請地は、城元字秋辻2847-1番、現況地目は畑、地積は1,198㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は10,000円です。借り人は、212号と同じくK、Kさんですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、同じく15番落司委員です。

次に受付番号214号と215号の貸し人は、N、TさんDN自治会の方です。申請地は、214号が城元字栗ノ尾4407-1番、現況地目は畑、地積は3,830㎡、215号が城元字亀ノ子5968-16番、現況地目は田、地積は2,146㎡で2筆合計5,976㎡です。貸付期間は、平成24年11月1日から平成29年12月14日まで、小作料は214号が60,000円、215号が20,000円です。借り人は、M、SさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力1、雇用労働力5人、自作地のみ7,911㎡で小作地はありません。トレビス、キャベツを主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は特に記載はありませんが、両親と共同従事のため必要な機械類はそろっているようです。担当調査委員は、16番畠中委員です。

次に受付番号216号の貸し人は、T、KさんY県在住の方です。申請地は、馬場字木場上422-19番、現況地目は畑、地積は206㎡です。貸付期間は、平成24年11月1日から平成26年12月14日まで、小作料は8,000円です。借り人は、M、AさんT自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力1.5、雇用労働力10人、自作地のみ1,597㎡で小作地はありません。野菜を主体に経営されています。農業機械の所有状況は、軽トラック、管理機、トラクターとなっています。担当調査委員は、17番寺田委員です。

次に受付番号217号と218号の貸し人は、216号と同じくT、Kさんです。申請地は、217号が馬場字八木田527-2番、現況地目は田、地積は382㎡、218号は馬場字木場上953番、現況地目は田、地積は886㎡で2筆合計1,268㎡です。貸付期間は、平成24年11月1日から平成29年12月14日まで、小作料は40,000円です。借り人は、K・KT、FさんK自治会所在です。経営規模は、構成員1、雇用労働力18人、自作地はなく小作地のみ36,677㎡でネギ、キュウリ等の野菜を幅広く経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、乗用防除機、田植機、草払機、コンプレッサー等となっています。担当調査委員は、前号同様17番寺田委員です。

次に受付番号219号の貸し人は、U、SさんT都在住の方です。申請地は、馬場字西ノ下861-1番、現況地目は田、地積は2,017㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当り50,000円です。

借り人は、U、MさんF自治会の方です。経営規模は、世帯員8、労働力3、雇用労働力2人、小作地のみ11,154㎡で自作地はありません。米、馬鈴薯等の経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、コンプレッサー等となっています。担当調査委員は、同じく17番寺田委員です。

次に資料19ページ、受付番号220号と221号に入ります。2筆の貸し人は、Y、JさんF自治会の方です。申請地は、

220号が城元字中鳥井1240-1番、現況地目は田、地積は1,235㎡

221号は城元字大田中1117-1番、現況地目は田、地積は500㎡で2筆合計1,735㎡です。

貸付期間は、平成24年11月1日から平成27年12月14日まで、小作料は220号が35,000円、221号が15,000円です。

借り人は、H、TさんF自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力2、雇用労働力延べ30日、自作地のみ15,453㎡で小作地はありません。花卉専業で経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、動噴等となっています。担当調査委員は、同じく17番寺田委員です。

次に受付番号222号から225号までの貸し人は、前号と同じくY、Jさんです。申請地は、

222号が馬場字山ノ口1541-1番、現況地目は田、地積は604㎡

223号は馬場字下道浜添1260番、現況地目は田、地積は1,015㎡

224号は馬場字下道浜添1262-1番、現況地目は田、地積は632㎡

225号は馬場字下道浜添1263-1番、現況地目は田、地積は1,105㎡で4筆合計3,356㎡です。貸付期間は、平成24年11月1日から平成27年12月14日まで、小作料は4筆で米30kg10俵です。

借り人は、A、HさんKK自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地のみ15,000㎡で小作地はありません。人参、馬鈴薯、水稻等の経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機等となっています。担当調査委員は、同じく17番寺田委員です。

次に受付番号226号の貸し人は、S、YさんS自治会の方です。申請地は、馬場字平家畑5975-2番、現況地目は畑、地積は2,502㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料は10a当り15,000円です。

借り人は、K、TさんK自治会の方です。経営規模は、世帯員6、労働力2、雇用労働力2人、小作地のみ7,844㎡で自作地はありません。タバコ、大根を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、タイヤショベル、AP-1、ハーベスタとなっています。担当調査委員は18番安水委員です。

次に受付番号227号と228号の貸し人は、前号と同じくS、Yさんです。申請地は、

227号が馬場字平家畑5975-1番、現況地目は畑、地積は3,175㎡

228号は馬場字平家畑5973-1番、現況地目は畑、地積は3,337㎡で2筆合計6,512㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料は10a当り15,000円です。

借り人は、S、YさんK自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力4、雇用労働力4人、自作地が778㎡、小作地が29,388㎡でタバコを主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、トラック、軽トラック、自動移植機となっています。担当調査委員は18番安水委員です。

次に受付番号229号の貸し人は、F、YさんU自治会の方です。申請地は、

神川字印堂作2742番、現況地目は田、地積は459㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は3,000円です。

借り人は、K、KさんKK自治会の方です。経営規模は、世帯員8、労働力2、雇用労働力延べ50日、自作地が33,543㎡、小作地が4,359㎡で生産牛と葉たばこを主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、タイヤショベル、トラクター、モア、バインダー、トラック、軽トラックとなっています。担当調査委員は、19番徳永委員です。

次に資料20ページの受付番号230号と231号について説明いたします。2筆の貸し人は、O、FさんKK自治会の方です。申請地は、230号が神川字ヤ子添3270番、現況地目は田、地積は1,290㎡、231号は神川字原田3206-2番、現況地目は田、地積は463㎡で2筆合計1,753㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で25,000円です。借り人は、M、YさんKK自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力1、雇用労働力延べ120日、小作地のみ8,848㎡で自作地はありません。水稻、馬鈴薯、人参等の経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、馬鈴薯植機、テラー、軽トラックとなっています。担当調査委員は、19番徳永委員です。

次に受付番号232号の貸し人は、S、MさんK市在住の方です。申請地は、神川字鳥濱640-2番、現況地目は田、地積は502㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は米（粳）50kgです。借り人は、M、Yさんですが、前号と同様ですので経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号同様19番徳永委員です。

次に受付番号233号の貸し人は、S、KさんK市在住の方です。申請地は、神川字陣ノ尾4464番、現況地目は畑、地積は2,263㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は15,000円です。借り人は、S、MさんK自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力1、自作地が19,425㎡、小作地が5,798㎡で生産牛肥育農家です。農業機械の所有状況は、トラクター、モア、コンバイン、梱包器となっています。担当調査委員は、同じく19番徳永委員です。

次に受付番号234号の貸し人は、M、KさんKN自治会の方です。申請地は、神川字曲迫4892-1番、現況地目は畑、地積は998㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は7,000円です。借り人は、N、KさんK自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力2、雇用労働力1人、自作地が67,538㎡、小作地が10,814㎡で茶、花卉を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、バックホー、トラクター、クレーン付トラック、摘採機となっています。担当調査委員は、同じく19番徳永委員です。

最後に受付番号235号の貸し人は、N、YさんKN自治会の方です。申請地は、神川字琵琶崎5299番、現況地目は畑、地積は2,709㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は18,000円です。貸し人は、H、MさんKK自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、自作地が3,254㎡、小作地が4,348㎡でシキミ、露地野菜を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラックとなっています。担当調査委員は、同じく19番徳永委員です。

それでは、ここまでを一区切りとして担当調査委員の方々に調査報告をお願いし、209号から235号まで一括審議をお願いいたします。採決はすべての説明が終了後、改めて一括採決いたしますので、そのようにご了承願います。

議長 | それでは、ただ今事務局から説明がありましたとおり、15番落司委員から順次調査報告をお願いいたします。初めに落司委員お願いいたします。

15番落司委員 | 報告いたします。209号のK、H君でございますが、この方は24歳と若い方ですけれどもKの農業法人の所に研修に行っておられまして、最近1年間はOの農家で農業研修をされておられましたが、自分でやりたいということであったところ、田んぼが出てきたため紹介をしたようなわけでありまして、機械等は、ここにありますが親が持っていて親と一緒にやっていくという中で、取り組んでいらっしやいます。また、農地の利用状況などもよく整備されております。意欲と能力も持っていていらっしやいますので、何ら問題はないものと思っております。

K、Mさんは、農地の利用の方もよく利用されておられまして、整備もされております。また、常時仕事に従事されておられまして、意欲と能力も持ち合わせていらっしやいます。

M、Tさんに関しても農地の利用も大変よく、よく整備もされておられまして、常時従事されておられまして、意欲と能力を持ち合わせていらっしやいます。

K、Kさんでございますが、この方も農業を手広く経営されておられまして、農地をよく利用され、整備もされております。常時従事されておられまして、意欲と能力を持ち合わせていらっしやいます。以上でおわります。

議長 | ありがとうございます。次に畠中委員お願いいたします。



19番 徳永委員 | 214号と215号を説明します。M, S君は20歳の青年ですが、高校を卒業しましてSにありますNS法人S, Fに入社し、一年半ぐらい働きまして今回新規就農制度を利用して独立しました。トレビス、キャベツを栽培しています。雇用としましては、まだ両親、祖父母が健在であり、農機具も相互の物をリースという形で借りて従事しています。技術的には、まだ勉強中ではありますが、意欲は大変ありますのでよろしくお願いたします。

議 長 | ありがとうございます。次に寺田委員お願いたします。

17番 寺田委員 | 216号の借り人のM, Aさんは、86歳で高齢ではあるんですけどもこの2畝という現場は旧土木事務所の裏に位置しまして、息子さんがいらっしやいまして、ジャガイモ・お米を作っていらっしやいますけれども、この1.5人というのは本人と子供さんの手伝いの分を0.5とみて1.5人と計上されたものと思われます。新規ではございませけれども、この206㎡は10数年来Mさんが管理されている農地でございませ。今現在は、甘藷が植えてありました。

217号、218号のT, Fさんは、毎月出てくるように代表がT, Hさんでありまして、指導農業者、面積、やる気すべての条件を満たしているものと思われます。

219号のU, Mさんは、認定農家でありましてネギの周年栽培に取り組んでいらっしやいます。高城ネギという名前ブランド化している製品でありまして、これも機械等やる気、技術等を兼ね備えておりまして、何ら問題はないと思われます。

220号と221号の借り人のH, Tさんは、施設花卉を中心として、経営をされておられまして機械・器具等も十分備えておられますし、農地の利用状況もきれいに耕作されておられます。やる気、能力共に備えられておられます。

222号から225号の借り人のA, Hさんは、認定農家でありまして人参を中心に水稲、馬鈴薯等幅広く経営されておられます。機械道具等も兼ね備えておりまして、やる気、技術等何ら問題はないものと考えますので、よろしくお願いたします。

議 長 | ありがとうございます。次に安水委員お願いたします。

18番 安水委員 | 226号のK, Tさんは、タバコを中心とした農家でありまして、自分の畑はもとより、借りている畑も十分管理され、機械等もそろっておられますので、やる気、能力十分だと思われます。

227号と228号のS, Yさんもタバコを中心とした農家でありまして、こちらも自分の所有地、借りている畑も十分管理されておられ、機械等の農機具やる気も十分あると思われますのでよろしくお願いたします。

議 長 | ありがとうございます。次に徳永委員お願いたします。

19番 徳永委員 | 229号の田んぼですが、猪等の被害が出る場所として、作物が育ちにくいということで現在借りている人が解約いたしましたのでK, Kさん畜産とタバコを作っていらっしやいます。飼料を作るということで話をいたしました。Kさんは若いですけども畜産を中心に認定農家として頑張っておられます。次のページの230号、231号のMさん同じく232号のM, Yさんは馬鈴薯、人参を中心に作付されておられます。米の方は、経営作目ではなく裏作として作っていらっしやるということで手広く経営されておられます。労働力は、本人と土曜日曜に奥さんとされておられますが、手が足りないということで年間雇用をされておられます。借りているところは、しっかり管理をされておられますので問題はないと思われます。

233号のS, Mさん、主な耕作物が飼料と私、書いておられましたけれども233号の借りる場所に飼料を植えるのであって、本人は畜産農家です。訂正をお願いたします。こども奥さん、お母さん3人で管理をしっかりとされておられます。

234号のN, Kさんは、樹木、お茶という内容の経営をされておられます。現在も樹木等で下払いを含めてしっかり管理をされておられますので、問題はないと思われます。

235号のH, Mさん、借りている土地はシキミを植えておられます。シキミの期間がまだ後15年あるのですが、貸し人のYさんとの話し合いで5年ごとの契約にしていくということで、シキミですけども契約期間は5年ということになりました。H, Mさんも息子さんがシキミの企業の方に就職されておられますので、そこに勤めながら実家の家業も手伝いをされておられます。以上の方々は、耕作状況や労働力等含めて問題はないものと思われますので、審議の程よろしくお願いたします。

議 長 | ありがとうございます。ただ今5人の委員から調査報告をいただきましたが、受付番号209号から235号までについて、質問異議等はありませんか。

4番 木原委員 | 質問、異議ではないのですが、私の記憶違いかどうか。1件だけ209号のK, Yさんはまだ、いらっしやいますか？

15番 落司委員 | S 荘にいらっしゃいます。

4番 木原委員 | わかりました。

議長 | 他に異議等はありませんか。

7番 牧原委員 | 216号のMさんは、年齢的に86歳、契約はそれを考慮してか2年間の契約期間なんですけれどもこのようなケースは今までもあったんですけど年齢的に認めた場合に前例を作るのではないか、いい加減な判断をしているのではないかという可能性も無きにしもあらずなんです、そこらはどうなんでしょうか。家庭菜園程度の場所を作るのはよいことなんですけれども。

事務局 | Mさんの場合は、確かに高齢なんですけど、息子さんがいらっしゃるということで本人さん同士での話し合いの中でも了承されているようです。息子さんがいらっしゃらなければ、年齢的なことで個人契約にしてくれということなんですけれども。

7番 牧原委員 | 2年間ということですのでしてあるから良いとは思うんですけれども。

事務局 | 息子さんがいらっしゃるということのを考慮して契約が成立していると理解しています。

17番 寺田委員 | 植え付けとか収穫は、息子さんが中心になってシルバー人材センターを使ったり、周囲に迷惑をかけないようにと毎日のように、高齢で面積もわずか2畝ですけれども荒らさないように畦や雑草を払ったり、多種多様の野菜を植え、機械を入れる必要もないほどよく手入れされています。

7番 牧原委員 | はい、了解です。

議長 | 他になければ異議なしということで、改めまして議案第28号受付番号140号から235号までの内容について一括して質問異議等はないかお諮りします。ございませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第28号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について採決します。議案第28号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。したがいまして、議案第28号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 | 以上で平成24年度第7回錦江町農業委員会総会の附議事項を終了いたします。

会長

1 3 番

1 5 番

議事録調整者 折久木まり子